

保育士継続応援給付事業 Q & A (保育士向け)

令和2年4月1日版

Q1	子育て支援員の資格で保育を行う場合も対象となりますか。
回答	この事業は保育士、幼稚園教諭及び保育教諭を対象としているので、特例により子育て支援員等の資格で保育を行う場合は対象外となります。
Q2	採用された後に保育士資格を取得した場合、祝い金の対象となりますか。
回答	採用後に保育士資格を取得した場合は、「新卒保育士：保育士等の登録を受けた日から1年未満のもの。」となり祝い金の対象となります。
Q3	潜在保育士・新卒保育士の場合で、雇用から6か月経過前に産休等に入った場合、祝い金の支給はどうなりますか。
回答	この事業は実際の勤務期間の合計で換算しますので、産休前と産休後に勤務した期間の合計が6ヶ月となった場合に、申請理由が生じ対象となります。ただし、出産のため一度退職した場合は勤務期間の合算をすることができません。また、産休等の期間が長く祝い金の事業期間が終了した場合も対象外となります。※長期の病休等の場合も同様の取扱となります。
Q4	3年目、6年目の保育士について、3年目、6年目とはどのように換算しますか。（現在の施設での継続年数ですか。）
回答	保育士経験年数は、当該年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書（勤続年数算定表）で確認できる、現に勤務する施設・事業所の勤続年数と、その他の施設事業所の通算勤続年数の合計年数で換算します。現在の施設での継続年数だけではありません。
Q5	認可外の保育園に就職した場合も対象となりますか。
回答	認可外の保育園に就職した方については対象外となります。対象の施設は認可を受けた保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所です。
Q6	祝い金の支給はどのように行われますか。
回答	施設より補助金の交付申請をしていただき、要件を満たしていることが確認でき次第、市から施設へ補助金の交付決定を行い、施設より保育士へ祝い金が支給されます。
Q7	那覇市外に住んでいても対象となりますか。
回答	那覇市外に住んでいる方も、交付対象者としての要件を満たしていれば支給の対象となります。
Q8	現在那覇市外の認可保育園で保育士として働いており、4月から市内の認可保育園で働く場合は支給の対象となりますか。
回答	潜在保育士としては、那覇市外の認可保育園でも1年以内に保育士としての勤務実績がある場合は対象外となります。しかし、3年目、6年目の保育士としては対象になります。

Q9 今まで保育園で事務員として働いており、4月から同じ認可保育園又は違う認可保育園で保育士として働く場合も対象となりますか。

回答 保育士等の免許を利用せずに1年以上働いていて、4月より保育士となる場合は、潜在保育士として対象となります。

Q10 1年以上保育士以外の仕事をしており、4月より保育士として働く予定ですが、前歴として保育士の経験があり、当該年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書（勤続年数算定表）で確認できる年数が6年目にあたります。潜在保育士であり6年目となるのですが、2つ申請をすることは可能ですか。

回答 同一年度内に重複して対象者として該当する場合は、どちらか一つでの申請となります。